



Title	帰義軍節度使と公文書処理
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 11-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71363
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

帰義軍節度使と公文書処理

坂尻 彰 宏*

はじめに

帰義軍期敦煌で用いられた公文書の仕組みは、非常にシンプルなものである⁽¹⁾。10世紀前後の敦煌を中心とするオアシス地域は、唐・五代・北宋等の中国・中原の諸王朝から形式的に帰義軍節度使の称号を得た土豪の一族らによって、13代、160年以上にわたって支配された⁽²⁾。この帰義軍期の敦煌では、唐代前半期の州県で使用された符（統属関係にある官府間の下達文書）・申（統属関係にある官府間の上申文書）・関（官府内の別局間の平行文書）・辞（庶人が官府に上申する文書）などの書式〔赤木 2013b, p. 34, 表 1 唐代官文書一覧参照〕で書かれた文書は使われなくなり、帖式（下達）と状式（上申）の二種類の書式による文書を中心とする仕組みに、文書伝達が変化した〔赤木 2007, pp. 45-46; 赤木 2013b, p. 61〕。これ以外の書式としては、牒式も用いられたが、その用途は補任や出家許可に限定されたものだった〔赤木 2003, p. 145; 赤木 2007, p. 34〕。また、これらの公文書の処理の過程も、唐代前半期の州県で行われた過程を大幅に省略した簡略なものであった⁽³⁾。

このようなシンプルな公文書の仕組みの中で、帰義軍節度使が果たした役割は大きい。なぜなら、帰義軍期敦煌の節度使は、行政・軍事・司法全般にわたる絶大な権力を有しており、管下の軍・官・百姓・僧尼らからの陳情・訴状など、ほぼすべての上申文書の宛先になっていたからである〔池田 1975, pp. 16-17; 朱 1993, p. 77〕。また、命令の下達の面でも下達文書の帖によって節度使の命令が行政末端まで貫徹される体制が構築されていたからである〔赤木 2007, pp. 45-46〕。

しかし、帰義軍節度使がこのような公文書の仕組みの中で具体的にどのような役割を果たしていたのかは明らかではない。とりわけ、絶対的な権力者である節度使の判断が公文書の処理や作成に

* 大阪大学全学教育推進機構准教授（SAKAJIRI Akihiro, Associate Professor, Center for Education in Liberal Arts and Sciences, Osaka University）

(1) 本稿で扱う公文書は公権力が公的に発給ないし受領して処理した文書（通信文）である。したがって、帳簿などの公的記録は扱わない。また、帰義軍期敦煌では、公文書として漢文文書とチベット文書の二種類が使われていたが、紙幅に限りがあるので、本稿ではチベット文書は扱わない。帰義軍期敦煌のチベット文の公文書については稿をあらためて論ずることとしたい。なお、帰義軍期敦煌のチベット文の公文書については、武内 2002, p. 120; 坂尻 2002, pp. 61-69 参照。

(2) 敦煌の帰義軍期は、初代節度使の張議潮から第5代の張承奉までの張氏時期と第6代の曹議金以降の曹氏時期とに大まかに分けることができる。帰義軍節度使の系譜と帰義軍期の敦煌史については、本稿図1とその参考文献を参照。なお、帰義軍期敦煌の最新の通史としては、馮 2018 が最も詳細かつ網羅的である。

(3) 陸 2000, pp. 62-64 参照。なお、この簡略化の内容については、本稿第1章で詳しく述べる。

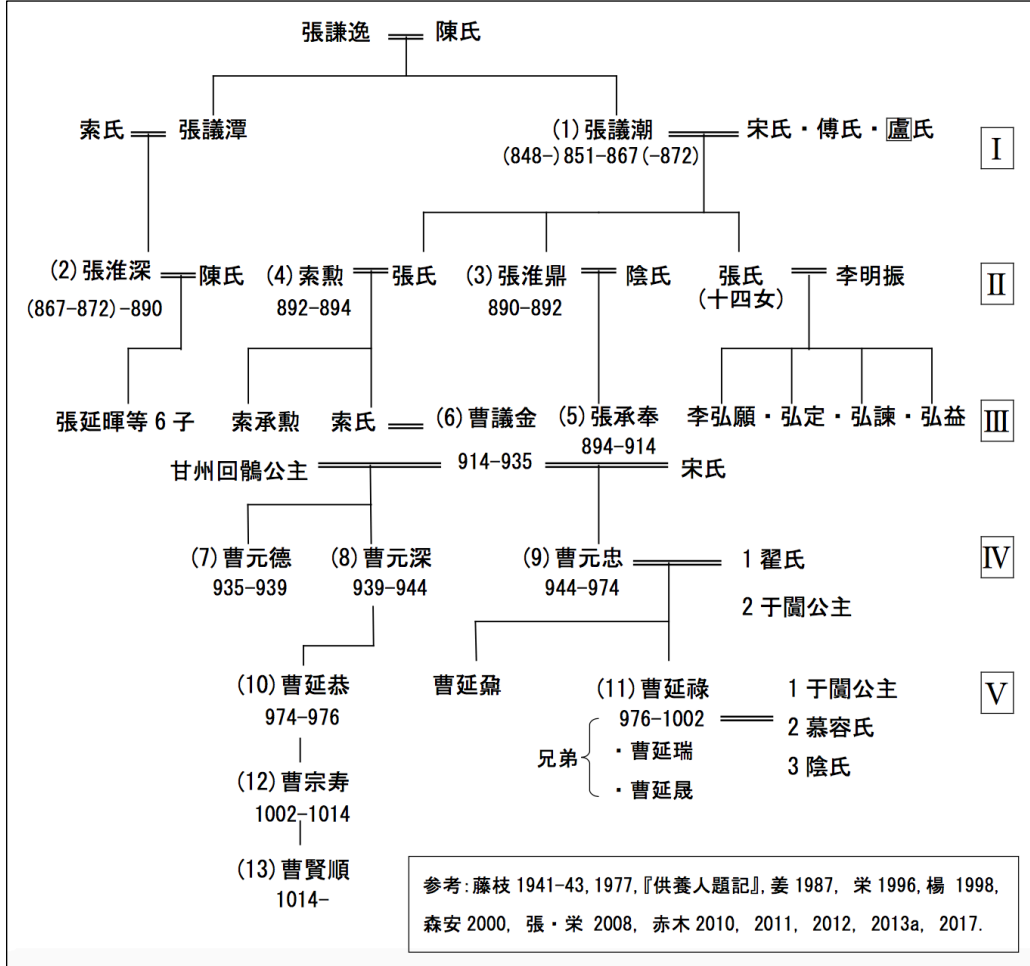


図1 帰義軍節度使略系図 (坂尻 2016b, 図1を修正)
 ※(1)~(13)は節度使継承順, 西暦は統治年 (ただし, 第五代張承奉は910-914年間に西漢金山国皇帝ないし白衣天子を名乗る), I~Vは世代を示す。

どのように反映していたのかについては, 未だ明確に説明がなされていない。そこで, 本稿では, 上申文書と下達文書との実例を示し, その処理・作成過程を分析することで, 帰義軍節度使と公文書との関係を具体的に明らかにしたい。

1. 帰義軍節度使と上申文書(状)

帰義軍期敦煌の公文書のうち, 節度使への上申に用いられる公文書は状のみである。帰義軍期敦煌の状は, 官民間わず利用可能な文書であり [赤木 2007, pp. 33-34], 後述する帰義軍期敦煌の下達文書である帖とは機能的に相対する関係にあった [赤木 2007, p. 37]。帰義軍期敦煌の状は, 帖と共に文書伝達の中心的役割を果たしていたのである [赤木 2007, pp. 45-46; 赤木 2013b, p. 61]。

状の書式上の特徴は明確な定型句や定型的な表現を備えている点である [赤木 2007, pp. 33-34, 50-51, n. 6, 右の図 2 参照]. 状は, 原則的に③本文が「右」から始まり, 本文の後に④「牒, 件状如前. 謹牒」という特徴的な定型句を持つ. また, 帰義軍期敦煌の節度使あての状では, 本文の末尾において, 「伏請 処分」や「裁下 処分」のように⁽⁴⁾, 節度使の処分 (判断のことば) を求める定型的な表現が見られる [図 2 参照]. 実際, 朱雷氏は帰義軍期の紀年のある 28 件の陳情書を提示しているが, それらの文書の書式は全て状式であり, 本文末尾に節度使の処分を求める表現を持っている⁽⁵⁾.

帰義軍期の敦煌では, このような状による申請を処理するにあたって, 唐代の官府で行われた文書処理の方法は用いられておらず, 節度使の処分 (判断のことば) によって文書の処理が進められていた. 陸離氏が指摘するように, 帰義軍期の敦煌では, 唐代の官府で行われた①署名 (処理の開始の決定), ②受付 (処理の開始を記録), ③判案 (事案の検討と決裁), ④執行 (処理の結果の記録), ⑤勾稽 (処理の遅れや遺漏の点検), ⑥抄目 (処理事案の目録化) の六段階に及ぶ公文書処理過程 [盧 1986a, pp. 356-384] は採用されておらず, ①署名・②受付・③判案の三段階を節度使の判によって行い, ④執行, ⑤勾稽, ⑥抄目の三段階は省略されている [陸 2000, pp. 62-64]. このことは, 六段階の処理過程の前提となる唐代官府の四等官制 (長官・通判官・判官・主典による行政職務の責任分担) による三判 (長官・通判官・判官による三段階の決裁) が行われておらず⁽⁶⁾, 全てが節度使の処分のみによって処理され, その処理の過程や結果が点検の対象になっていないことを示している.

以下に, 帰義軍期に節度使が処理した状の実例 (P. 3569v 「光啓三年 (887) 四月官酒戸馬三娘・龍粉堆状, 押衙陰季豊状」: 図 3 参照) を示し⁽⁷⁾, その処理が節度使の処分のみによってなされている事実を確認したい.

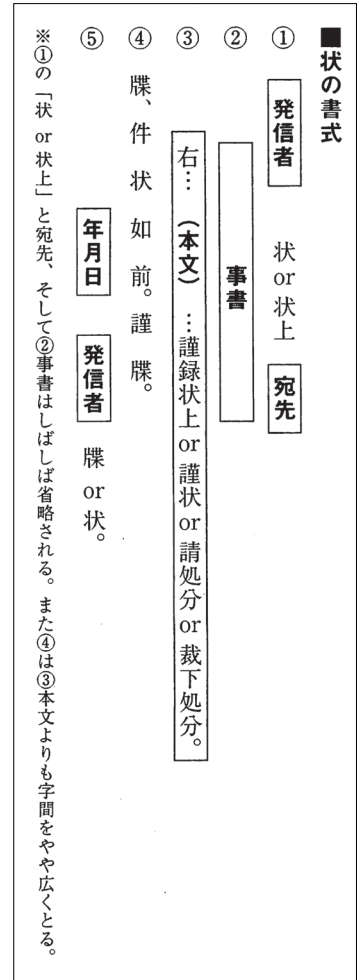


図 2 状の書式 (赤木 2007, p. 33)

(4) 通常「処分」の前は節度使に敬意を払って空画にする.

(5) 朱雷 1993, pp. 73-76 の一覧表を参照. ただし, 朱雷氏自身はこれらの文書を牒としており, 状であるとは認識していない.

(6) 唐代の四等官制による三判制の運用については, 吉川 1998, pp. 198-201; 赤木 2008, pp. 78-80; 赤木 2013b, pp. 36-37 を参照.

(7) 本文書には, 第 1 紙①と第 2 紙②との間に, 裏面を再利用する際に追加されたと思われる別の紙片が挿入されている. 録文と解釈は, 藤枝 1941-1943 (二), pp. 69-72; 盧 1986b, pp. 455-458; 坂尻 2003, pp. 182-185; 坂尻 2011, pp. 264-267 参照. なお, 本稿の録文は坂尻 2003 を原物調査により修正したものである.

【録文】

A 1 官酒戸馬三娘・龍粉堆

- 2 去三月廿二日已後，兩件請本粟參拾伍駄，
 3 合納酒捌拾柒瓮半。至今月廿二日，計 卅一日。
 4 伏縁使客西庭・擦微，及涼州・肅州，蕃
 5 使繁多，日供酒兩瓮半已上。今准本数
 6 欠三・五瓮，中間縁在四・五月艱難乏
 7 濟，本省全絶，家貧無可吹飲，朝
 8 憂敗闕。伏乞，
 9 仁恩，支本少多，充供客使。伏請
 10 处分。
 11 牒，件状如前。謹牒。
 12 光啓三年四月 日龍粉堆牒。

B 13 「付 陰 季 豊 算 過 廿二日，淮深」

..... (紙縫)

..... (紙縫)

C 14 押衙陰季豊

- 15 右，奉 判令算会，官酒戸馬三娘・龍糞堆，
 16 從三月廿二日於官倉請酒本粟貳拾駄，
 17 又四月九日請酒本粟壹拾伍駄。兩件共
 18 請粟參拾伍駄。准粟数合納酒捌拾柒
 19 瓮半。諸処供給使客，及設会・賽神，一一
 20 逐件算会如後。
 <中略>
 39 右，通前件酒一一檢判憑，算会如前。
 40 伏請 处分。
 41 牒，件状如前。謹牒。
 42 光啓三年四月 日押衙陰季豊牒。

D 43 「西州使今月廿五日発。

- 44 欠酒□瓮□供。廿三
 <後欠>

【翻訳】

A 官酒戸の馬三娘と龍粉堆

去る三月二十二日以後、2度いただきました（酒の仕込み用の）本粟は35駄、納入すべき酒は87瓮半です。今月二十二日に至るまで、全部で三十一日になります。思いますに（この間）西庭・擦微、および涼州・肅州の外国の使節がとても多く、毎日酒2瓮半以上を供しました。いま（いただいた）本粟にくらべ3～5瓮が未納入になっていますが、この間四～五月は家中不如意でありまして、本粟は全て使い切り、貧窮により飲み食いにも困り、毎朝惨状を憂うありさまです。どうぞ、お情けにより、本粟を幾ばくかお下げ渡しになり、使節の供応にあてられますように。なにとぞ御処分を賜りますようお願いいたします。

牒すらく、件状は前の如し。謹んで牒す。

光啓三年（887）四月 日龍粉堆牒す。

B 「陰季豊に回付して計算して報告せよ。二十二日、（張）淮深」

C 押衙陰季豊

右は、（節度使様の）判を承り計算させましたところ、官酒戸の馬三娘・龍糞（粉）堆は、三月二十二日に官倉から酒本粟20駄を支給され、四月九日にも酒本粟15駄を支給され、この2回を合わせると粟35駄を支給されております。粟の数量に応じて納入すべき酒は87瓮半になります。あちらこちらで使節や宴会・神事に供した（酒につき）、一つ一つ事件をおって計算しましたところ以下ようになります。

<中略>

右は、前件の酒（の支出）を通して一つ一つ判憑を調べ、計算しましたところ、以上のようにになります。御処分を賜りますようお願いいたします。

牒すらく、件状は前の如し。謹んで牒す。

光啓三年（887）四月 日押衙陰季豊牒す。

D 「西州の使節は今月二十五日に出発する。不足分の酒……瓮は（官酒戸が）……供給せよ。二十三（日）、（張）淮深」

本文書の処理の過程は次の三段階である [図3参照]。

第一段階では、官酒戸⁽⁸⁾の馬三娘と龍粉堆の状(A)が提出される。馬三娘と龍粉堆は酒本の追加支給を希望し、節度使の処分（判断のことば）を求めている。第2代の節度使張淮深 [図1参照]は状(A)を受け付けて、その余白に「付陰季豊算過。廿二日、淮深（陰季豊に回付して計算

(8) 官酒戸は帰義軍期敦煌の公用酒醸造業者である。帰義軍期の敦煌では、公的に使用する酒類は、公の穀物倉庫である官倉から酒本（粟や麦などの醸造用穀物）を官酒戸に供給し、材料の量に応じた量の酒を彼らに納入させることでまかなわれていた。馮2003, pp. 331-334; 陸2003, p. 70; 陸2004, p. 16; 鄭1995, pp. 575-579; 坂尻2010, pp. 52-55; 坂尻2011, pp. 264-267 参照。

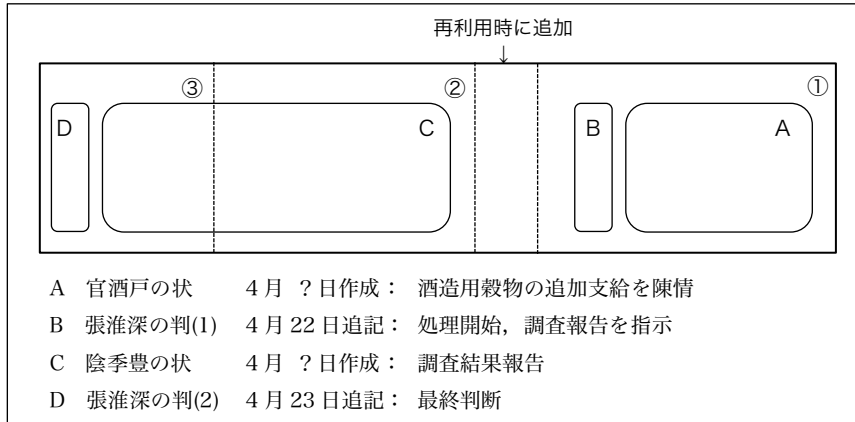


図3 P. 3569v「光啓三年（887）四月官酒戸馬三娘・龍粉堆状，押衝陰季豊状」図解

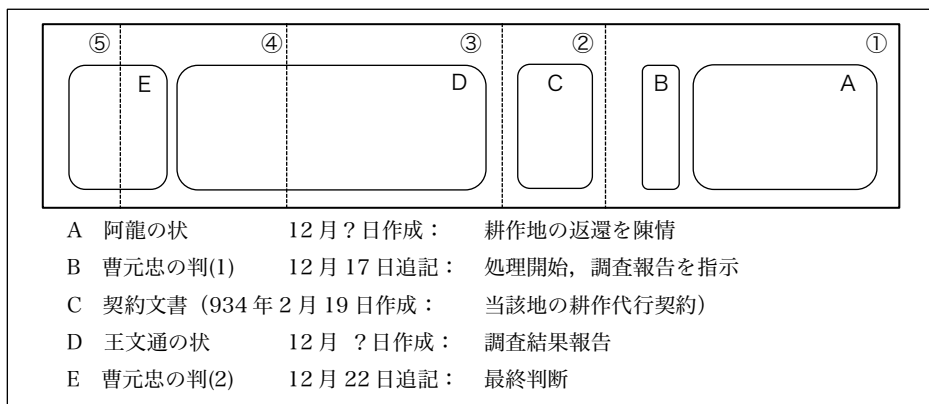


図4 P. 3257「開運二年（945）十二月寡婦阿龍状，都押衝王文通状」図解（坂尻2008，図2-2を修正）

して報告せよ。二十二日，（張）淮深）」という処分を判として追記する（B）。第二段階では，張淮深の判が追記された状は押衝⁽⁹⁾の陰季豊に回される。判の追記（B）のある状（A）を受け取った押衝の陰季豊は，張淮深の判の指示に従って酒の支出記録を点検し，その結果を記した状（C）を張淮深に提出し，あらためて節度使の処分を求める。第三段階では，陰季豊の状（C）を受け取った張淮深は，酒本の追加支給を認めない旨の処分を，最終判断として陰季豊の状（C）の余白に判として追記し（D），指示を与えることで処理を終えている⁽¹⁰⁾。

この例からは，帰義軍期敦煌の状の処理は，節度使の処分（判断のことば）のみによって進行していることがわかる。第一段階において，張淮深が判（B）を追記しなければ，官酒戸の状（A）処理は始まらず，第二段階に進むこともない。第二段階から第三段階への移行も，判（B）にある

⁽⁹⁾ 節度使に近侍する軍官の称号。帰義軍では，押衝は，軍務の他に衝内や州県軍鎮の民政の職務を兼務していた。本稿図5および馮1997，pp. 99-109；赤木2013a，p. 253参照。

⁽¹⁰⁾ この判の署名部分は文書の破損のため欠落しているが，陰季豊の状は張淮深の指示に対する回答なので，欠落部分に淮深の署名があったことは疑いない。

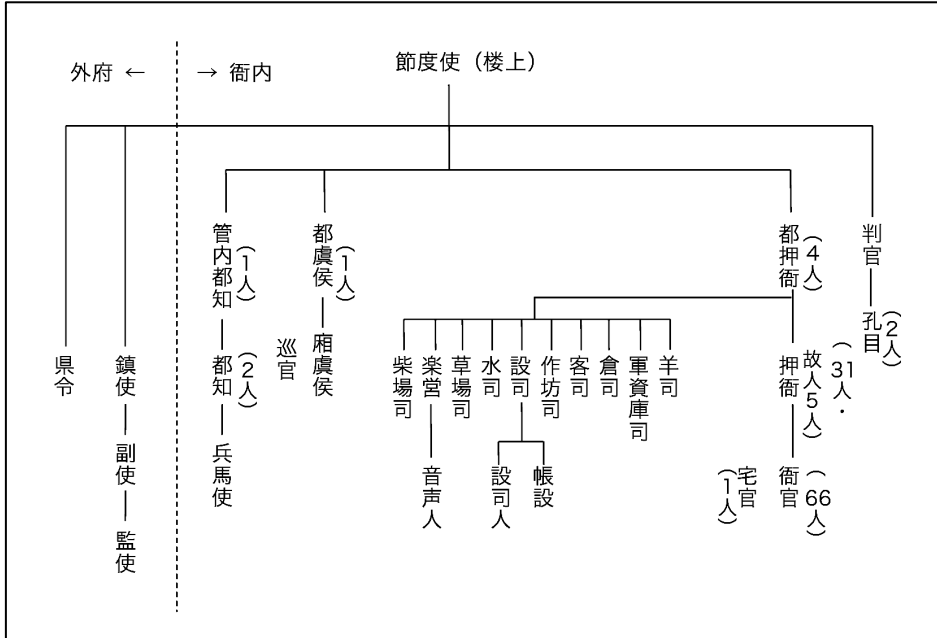


図5 張承奉時期（900年頃）の帰義軍組織簡図
 (P.4640v「軍資庫紙布支出簿」による作図。盧 1986b, pp. 451-452 を基に作成)

回答を要求する指示によっている。第三段階での最終判断は張淮深の判(D)だけでなされており、陰季豊の状(C)には支出の点検結果以外の提案や意見は一切ない。また、これ以外に、執行(処理の結果の記録)、勾稽(処理の遅れや遺漏の点検)、抄目(処理事案の目録化)などの記録が取られている形跡もない。

このような節度使の処分(判断のことば)の追記による状の処理の進行は、他の陳情や訴状でも確認できる。寡婦の阿龍が耕作地の返還を求めて届け出た状(P.3257「開運二年(945)十二月寡婦阿龍状, 都押衙王文通状」)⁽¹¹⁾では、第一に阿龍の状(A)を受け付けた第9代節度使曹元忠[図1参照]が、判(B)を追記して都押衙⁽¹²⁾の王文通に調査報告を指示し、第二に王文通は関係者を取り調べて状(D)を作成し、第三に曹元忠は状(D)の余白に最終的な処分を判(E)として追記し、処理を終えている[図4参照]。この場合も王文通の意見や提案などはなく、第三者による点検等の記録もない。その他、墓地の破壊に関する状(P.4974 + Dx. 8786 + Dx. 2264「押衙就神力状, 都貞侯陰英達状」)の処理⁽¹³⁾や、家産をめぐるトラブルについての状(Dx. 1335「都貞侯司状」)の処理⁽¹⁴⁾においても、都貞侯⁽¹⁵⁾に調査報告をさせる形で、同様の処理がなされている。

(11) 本文書の録文, 翻訳, 内容の概要については, 池田 1975, pp. 1-12 参照。
 (12) 都押衙は帰義軍の高位の軍官で, 軍事・行政上の要職として押衙を束ねていた。馮 1997, pp. 102-104; 赤木 2013a, p. 253 参照。また, 本稿図5も参照。
 (13) 陸 2000, pp. 57-59, 62-64 参照。
 (14) 馮 2012, pp. 49-51 参照。
 (15) 都貞侯は帰義軍の高位の軍官で, 軍務のほか司法・警察等の任務を担当し, 帰義軍領内の治安維持にあたった。本稿図5および馮 1997, pp. 117-121; 馮 2012, pp. 50-52 参照。

また、節度使の処分（判断のことば）による状の処理は、こうした領民らの陳情などに止まらず、帰義軍の官衙内の行政でも行われていた。たとえば、^{ほしくま}稗草の徴取に関する県からの状（BD11181「天福七年（942）某県典張懐等状」）にも節度使の処分が判として追記され処理されていた〔赤木 2007, p. 34〕。さらに、帰義軍の行政機関（酒司、宴設司、柴場司、軍資庫司、作坊司、内宅司・内宅務、羊司、内庫など）や専門職（牧羊人など）が管理する物品・家畜の支出や欠損を節度使に報告し節度使の承認の判を得た、いわゆる「判憑文書」も非常に簡略化された状の書式で作られており⁽¹⁶⁾、この種の処理の実例といえる。

以上のように、節度使にあてられた状は、節度使の処分（判断のことば）が追記されることで、はじめて公文書として受け付けられている。そして、その処理の最終的な判断も節度使の処分のみによってなされている。処理の途中の過程においても、処理の終結の後も第三者による点検や記録がなされた形跡はない。節度使の処分は状の処理の起点であり、かつ終点であったことは明らかである。

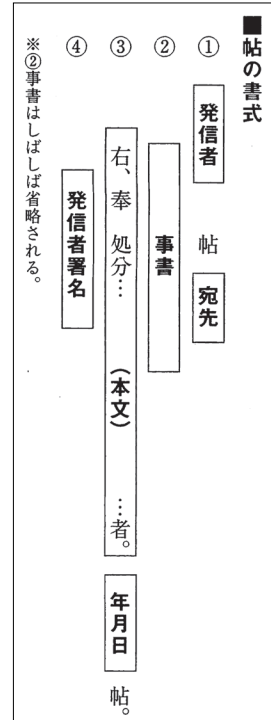


図7 帖の書式
(赤木 2007, p. 37)

2. 帰義軍節度使と下達文書（牒・牒）

帰義軍期敦煌の公文書のうち、節度使からの下達に用いられる公文書は帖と牒との二種類の文書のみである。このうち、帖は前述の上申文書の状と対応し、帰義軍期敦煌における文書の中心的な役割を占めていた〔赤木 2007, pp. 37, 45–46; 赤木 2013b, p. 61〕。また、牒は帰義軍期敦煌においては、軍人や官員の補任と領民の出家許可の二つの用途に限定されていた⁽¹⁷⁾。

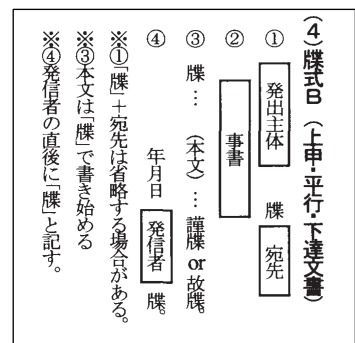


図8 牒式Bの書式
(赤木 2008, 図2より抜粋)

⁽¹⁶⁾ こうした「判憑文書」は、敦煌文献中に 90 件ほどの文書が確認できる。坂尻 2003, pp. 162–165 参照。「判憑文書」の書式は、状の書式〔図 2 参照〕から、①の宛先部分あるいは①の全体、②事書、④「牒、件状如前、謹牒」を取り去った簡略なものである。③本文の冒頭は「右…」から始まらないが、末尾は状と同様に「請 処分」という節度使の処分を求める表現で終わる。これらの文書は機能的に見てもすべて上申文書である。おそらく、「判憑文書」は、日々繰り返される細かな支出の報告用に、状の要素を可能なかぎり切り詰めた書式で書かれていると考えられる。「判憑文書」の書式と処理過程については、坂尻 2003, pp. 171–180 参照。

⁽¹⁷⁾ 赤木 2003, p. 145; 赤木 2007, p. 34 参照。なお、補任文書としての牒の使用については、中村 1991, pp. 288–294 を参照。また出家許可に使用された牒については、竺沙 1992, pp. 589–594 参照。

表 1 帰義軍節度使が発給した帖

	所蔵番号	年代	発信者	受信者	内容	朱印
①	S. 1604(1)	902	張承奉	都僧統等	命令	沙州節度使印
②	S. 8516 B	952	曹元忠	領民	揭示	沙州節度使印
③	S. 8516A+C4-6	953	曹元忠	領民	揭示	沙州節度使印
④	P. 3835v7	978	曹延祿	寿昌の副使等	命令	帰義軍節度觀察留後印
⑤	S. 4453	991	曹延祿	寿昌の都頭等	命令	帰義軍節度使之印
⑥	Дx. 3412+3415	不明	不明	懸泉の鎮使等	(不明)	沙州節度使印

※坂尻 2002, 表 2-2・表 3 と坂尻 2001, pp. 56-57 を基に作成. 年代順

表 2 帰義軍節度使が発給した牒

	所蔵番号	年代	発信者	受信者名 (属性)	内容	朱印
①	P. 3239	914	曹議金	鄧弘嗣 (軍官)	補任	沙州觀察処置使之印
②	P. 3805v	925	曹議金	宋員進 (軍官)	補任	沙州觀察処置使之印
③	S. 4291	938	曹元徳	張留子・勝蓮 (百姓)	出家許可	帰義軍印
④	P. 3347	938	曹元徳	張員進 (軍官)	補任	帰義軍印
⑤	P. 3903	935-939	曹元徳	武定成 (軍官)	補任	帰義軍印
⑥	Дx. 1352	935-939	曹元徳	張某 (軍官)	補任	帰義軍印
⑦	S. 4363	942	曹元深	史再盈 (軍官)	補任	沙州觀察処置使之印

※坂尻 2002, 表 2-2, 表 2-3 を基に作成. 年代順

まず、帰義軍期敦煌の帖には、8世紀以前に唐の地方行政で用いられた帖とは異なる二点の特徴がある [赤木 2007, pp. 37-38; 本稿図 7 参照]. その一つは、本文の書き出しが「右奉処分…」で始まり、本文の末尾が引用の最後を示す「…者」で終わり、命令を引用して伝える形式を取っている点である. もう一つは、日付を本文に続けて書き、改行して日付の次行に発信者の署名を記す点である.

また、帰義軍期敦煌の牒には牒式 A ではなく、下達用の牒式 B が用いられていた. 唐代から用いられた牒の様式には A と B との二種類があり、牒式 A が開元七年公式令残巻に準ずるのに対し、牒式 B は北宋の司馬光の『書儀』に示された書式に近い形を持っている [赤木 2008, p. 79; 本稿図 8 参照]. 牒式 B は本文の冒頭が「牒」で始まり、上申の場合は本文の末尾が「謹牒」で終わり、下達の場合は本文の末尾が「故牒」で終わる. 帰義軍期敦煌で節度使が発給した牒の実例 [表 2 参照] は、すべて牒式 B の形式を備えており、「故牒」で終わる下達文書である.

節度使から下される帖や牒は、帰義軍期の敦煌において権威のある正式の公文書であった. たとえば、帰義軍張氏時期の「寺院に対する常住安堵状」(P. 2187) では、(3-5 行目)「…今既二部大衆、於衙懇訴、告陳 使主、具悉根源. 敢不依從衆意、累 使帖牒、處分事件、一一丁寧、押印指揮、連粘留伝、合於萬固. (此のほど二部の人々が節度使の役所に訴へ出て、節度使殿に向つて

事件の根源に遡って一切來由を申述べた。敢て人々の意志に従はない者があれば、節度使の帖牒を煩はして、一々丁寧に事件を處分し、證書類には印を押し指揮を下し、その書類はまとめて、保存しておき、永久の證據とすることになってゐる)……」〔藤枝 1941-1943 (四), pp. 96-97, n. 250〕とあり、陳情を受けた節度使は「帖牒」を發給して處分(判断)を下し、これらの書類には「押印」がなされるとある。実際、現存する帰義軍節度使の發給した帖と牒の実例でも、すべて節度使関係の朱印が押印されており〔表 1・表 2 参照〕、節度使の下した帖や牒は、節度使の権力が明示された正式の公文書であったことがわかる⁽¹⁸⁾。

帰義軍期の敦煌では、節度使の發給する帖や牒に関しても、四等官による三判などは行われず、節度使の處分(判断のことば)のみによって、これらの下達文書が作成されていた。荒川正晴氏によれば、唐代から使用された帖は、官文書としての通常の發給手続きを簡略化した利便性と柔軟性を持つ文書であった〔荒川 1997, pp. 5-6; 荒川 2009, pp. 272-274〕。また、赤木崇敏氏によれば、牒式 B による牒も「通常の三判決裁という事務手続きを省略しうるほか、四等官制という官府の組織形態に関係なく発出でき、かつ官府のみならず個人でも利用可能という点に特徴」がある〔赤木 2013b, p. 37〕。帖と牒式 B による牒とは、状と同じく、唐代に四等官がおらず三判が不要な使職の官衙などで使用されており〔赤木 2008, pp. 79-80〕、その状態は帰義軍においても同様であった。実際、現存する実例〔表 1・表 2 参照〕を見ても、四等官による三判が行われた形跡は全くない。以下に、帰義軍期に節度使から發給された帖と牒の実例を示し、それらの發給が節度使の處分のみによってなされている事実を確認する。

まず、帰義軍節度使が、命令を下した際に用いた帖の実例 (P. 3835v7 「戊寅年 (978) 五月節度使曹延祿帖」: 表 1④) を示す⁽¹⁹⁾。

【録文】

- 1 使 帖壽昌副使・監使・都衛
- 2 等。
- 3 右奉 処□(分), 今月十日□□(紫)
- 4 亭家報来言□道, 八日夜紫亭□(鎮)
- 5 城南山作賊下, 有官・私群牧*蒙
- 6 打将。不知更有何計。帖到日**突
- 7 群牧收拾着, □牢把道逕, 緊□
- 8 城池。如或怠□有輸失之時□(副)□(使)
- 9 等便當重□(罰)。仍仰准此指

(18) なお、個々の朱印の使用状況については、帰義軍節度使関係の朱印を総合的に取り扱った森安 2000 の「朱印使用状況一覧」(pp. 13-48) および「別表 朱印別文書番号・使用年代・寸法リスト」(pp. 114-119) を参照。

(19) 本文書についての詳しい解説・分析は、坂尻 2002, pp. 70-72; 坂尻 2012, pp. 217-219 参照。なお、文書中に現れる壽昌や紫亭の城址の位置や役割については、坂尻 2016a, pp. 76-82 および本稿図 9 参照。

- 10 揮, 又差貳人□西東南山安□(撫)
 - 11 其作賊南山□, 別称西東南山□.
 - 12 不要私動□者. 戊寅年五月□
 - 13 十日帖.
 - 14 使「鳥形花押」
- * 5行目から6行目にかけて「内羊三群」の追記あり.
 ** 6行目の「日」の右下に「走」の追記あり.

【翻訳】

(帰義軍節度) 使より寿昌の副使・監使・都衙等に帖す.

右は(節度使様の) 処分を奉るに、『今月十日……紫亭よりの(口頭の) 報告によれば, 「八日の夜に紫亭の鎮城に南山が襲来し, 官の家畜と民間の家畜とが略奪され, そのうち羊は三群でした. このうえ如何なるたくらみが有るのか分かりません」ということである. この帖が到着した日には, すぐに家畜を(城に) 集めて, 道路を堅固に確保し, しっかりと鎮城を……(守ること). もし, 怠けて失敗するような時には, ……(副使?) 等を厳しく……(罰する). そこで, この指示に従い, その上で二人を西東南山に派遣して説得させよ. その襲来した南山は, 別名西東南山という. 自分勝手に行動して……してはならない』ということである. 戊寅年(978) 五月十日帖す.

(帰義軍節度) 使「鳥形花押(曹延祿)」

上掲の帖は, 第11代節度使曹延祿[図1参照]が發給した帖である. この帖は, 本文の冒頭(3行目)が「右奉 処□(分)」で始まり, 本文の末尾(12行目)が「者」で終わっており, 帖式で作成されていることは明らかである[図7参照]. なお, 本文書(P.3835v7)には, 「帰義軍節度觀察留後印」の朱印が押されている[表1参照]. 前述のように, 帰義軍期の帖は, 文書作成者が發信者の命令を引用して, 受信者に伝達する形式をとっていた[赤木2007, p.38]. この帖も, 本文の内容は「右奉 処□(分)」(3行目)と引用をあらわす「……者」(12行目)の間に書かれている. つまり, 戊寅年(978) 五月八日夜に発生した南山部落の攻撃について, 紫亭からの緊急の報告を受けて, 寿昌の副使らに警戒を命じた部分は, 曹延祿の処分(判断のことば)による命令の引用である. こうした, 節度使の処分を引用する形は, 表1にあげた他の帖でも全く同様である. 帰義軍節度使の帖の中身は, 実質的に節度使の処分そのものから作られて

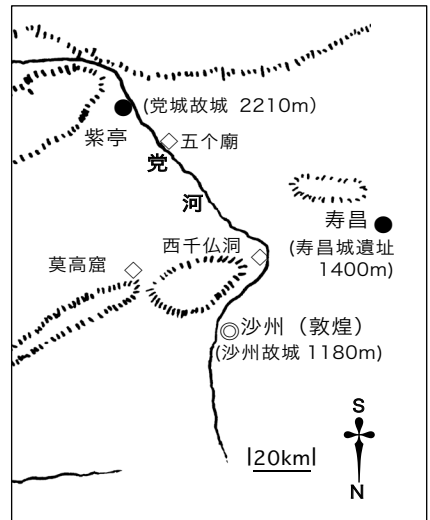


図9 帰義軍期の敦煌周辺
 (坂尻2016, p.77の図を一部修正)

いるのである。

次に、帰義軍節度使が、配下の人物を任命する際に用いた補任牒の実例（P. 3805v 「同光三年（925）六月節度使曹議金牒」：表2②）を示す。

【録文】

- 1 勅河西歸義軍節度使 牒
- 2 前子弟銀青光祿大夫檢校太子賓客上柱国宋員進
- 3 右改補充節度押衙
- 4 牒。奉 処分、前件官、儒
- 5 門勝族、晩輩英靈、毎事
- 6 卓然、無幽不察。故得三
- 7 端備体、懷蘊七徳之深機。
- 8 指矢彎弧、遂驗猿悲而
- 9 雁泣。致使東 朝入貢、不
- 10 辭涉歴艱崕、親睹 龍
- 11 顔。公事就成、帰西土軍前。
- (紙縫)
- 12 早年納効、先鋒不顧苦
- 13 辛、疋馬単槍、塵飛処
- 14 全身直入、念汝多彰雄
- 15 勇、奨擢榮班、更宜抱節
- 16 輸忠、別乃転遷班次。件
- 17 補如前、牒拳者。故牒。
- 18 同光參年六月壹日牒
- 19 使檢校司空兼太保曹「議金」

【翻訳】

勅河西歸義軍節度使が、前の子弟銀青光祿大夫檢校太子賓客上柱国である宋員進に牒す。

右（のものを）改めて節度押衙に補充する（ことについて）

牒す。（節度使様の）処分を奉ずるに、『前件の官は、学問の盛んな一族（の出身で）、若くして飛び抜けた才能があり、何事にも抜きん出ている、洞察力がある。そのため文武の才能を身につけ、（武力についての）七つの徳目の要点をものにしており、弓矢を持てば、猿を悲しませ雁を泣かせる（ほどのすばらしい腕前である）ことをあらわす。東方の朝廷に朝貢するにあたっては、艱難を顧みることもなく、皇帝陛下との対面を果たした。くにの大事を成し遂げ、西方の（わが）軍へと帰参した。若くして功績をあげ、先鋒の苦難を厭わず、馬一匹槍一本で、塵の飛び交う（危険な）処にも真っ直ぐに飛び込んでいく。汝が勇猛さを多

くあらわしたことを考慮し、抜擢して榮転させ、更に忠誠を尽くさせるべく、特別に位を選
すことにする。件の補（充）については前の（事書に書いた）通りである。牒によって任命
する』、ということである。故に牒す。

同光三年（925）六月一日牒す。

（帰義軍節度）使檢校司空兼太保曹議金

上掲の牒は、第6代節度使曹議金〔図1参照〕が発給した牒である。この補任牒は、本文の冒
頭（4行目）が「牒」で始まり、本文の末尾（17行目）が「謹牒」ではなく「故牒」で終わってい
るので、下達用の牒式Bで作成されていることは明らかである〔図8参照〕。なお、本文書（P.
3805v）には、「沙州觀察処置使之印」の朱印が押されている〔表2参照〕。この牒は、前述の帖と
同じく、本文の内容が「奉 処分...」（4行目）から始まり、引用をあらわす「...者」（17行目）で
終わっている。つまり、補任の対象である宋員進の功績と彼を抜擢する理由を述べた部分は、すべ
て曹議金の処分（判断のことば）そのものである。そして、表2にあげた他の補任牒も、すべてこ
の例（P.3805v）と同様に節度使の処分を引用する形で行われている。このように、帖の場合と
同様に、牒である補任牒の場合も、その中身が節度使の処分だけを材料に作られていることが分か
る。

最後に、帰義軍節度使が、領民の出家を許可する際に発給した出家許可書の実例（S.4291「清泰
五年（938）二月節度使曹元徳牒」：表2③）を示す。

【録文】

- 1 勅帰義軍節度使 牒
- 2 洪潤郷百姓張留子
- 3 女勝蓮年十一
- 4 牒。得前件人状称、有女勝
- 5 蓮、生之樂善、聞 仏声
- 6 而五体俱歡、長慕幽宗、
- 7 聽梵響而六情頓喜、
- 8 今為
- 9 父王忌日、広会齋筵、既願出
- 10 家、任從剃削者、故牒。
- 11 清泰伍年二月拾日 牒
- 12 使檢校司空兼御史大夫曹「花押」

【翻訳】

勅帰義軍節度使（が）洪潤郷の百姓張留子と（張留子の）むすめ（の）勝蓮（というもの）
年齢十一歳に牒す。

牒す。前件人(=張留子)の状を得たところ申すには、(張留子には)むすめの勝蓮(というもの)があるが、(この勝蓮は)生来善を楽しみ、仏法を説く声を耳にすれば全身で喜び、長らく仏道を慕い、読経や説法に耳を傾ければ六情が頓に喜ぶということだ。いま父王(曹議金)の忌日のために、盛大に法会をおこなっている。(この機会に)出家を願いだしたのであるから、剃髪するにまかせるものとする。故に牒す。

清泰五年(938)二月十日に牒す。

(帰義軍節度)使檢校司空兼御史大夫曹(元徳)

上掲の牒は、第7代節度使曹元徳[図1参照]が発給した出家許可書である。この牒も、本文の冒頭(4行目)が「牒」で始まり、本文の末尾(10行目)が「故牒」で終わっていることから、前述の補任牒と同じく、下達用の牒式Bで作成されていることがわかる[図8参照]⁽²⁰⁾。なお、本文書(S.4291)には、「帰義軍印」の朱印が押されている[表2参照]。引用を表す表現は省略されているが、この牒は明らかに節度使の曹元徳の主観で書かれている。曹元徳は、洪潤郷に居住する百姓の張留子からの申請(状)を受けて、自分の父(曹議金)の法要を理由に、張留子のむすめの勝蓮の出家を、彼自身の判断のみで許可している。補任牒の場合と同様に、出家許可書の場合も、その中身は、実質的に節度使の処分(判断のことば)のみを材料に作られていることが分かる。

以上のように、節度使の発給する下達文書である帖と牒は、節度使の処分(判断のことば)を材料として作られている。そして、これらの帖や牒の上には、第三者の審議や点検を経た形跡はみられない。また、これらの文書には、いずれも朱印が押されており、強い効力のある正式の命令書であったことがわかる。

おわりに

節度使の処分(判断のことば)は帰義軍の公文書処理の起点であり、終点である[図10参照]。節度使の処分がなければ、上申文書(状)の処理は進まない。節度使へ上申された状は、節度使の処分が判として追記されることで処理が行われる。処分が追記されなければ処理は開始されず、終了することもない。同様に、節度使の処分がなければ、下達文書(帖・牒)は作成されない。節度使の発給する下達文書は、節度使の処分を材料に作られており、節度使以外による判断は加えられていない。

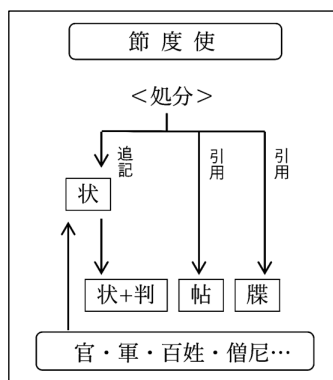


図10 帰義軍節度使による公文書処理

⁽²⁰⁾ 管見のかぎり、牒式Bを用いて作成された出家許可書の現存する実例は本文書(S.4291)のみである。ただ、S.515vには、牒式Bを用いた帰義軍期の出家許可書の雛形も残されているので、牒式Bを用いた出家許可書は、実際には多数作成されていたはずである。なお、S.515vには、牒式Bを用いた僧官の補任牒の雛形も書かれており、僧官の補任牒にも牒式Bが使われていたことがうかがえる。

このように、帰義軍節度使は、10世紀前後における敦煌の公文書の仕組みのなかで、要となる重要な役割を果たしていたのである。

さらに、帰義軍の公文書の仕組みは、何ものにも掣肘を受けず、諸事を専決する節度使の権力の強さを示している。まず、個々の公文書の案件に対する判断に、節度使以外の者が関わった形跡が全くみられない。また、節度使より上位の者に報告するための記録が取られた形跡もない。そして、こうした特徴は帰義軍期全体を通じて変化しない。実際、帰義軍期の公文書の処理過程を見る限り、節度使には、日々の支出の点検、住民間の争いの裁定、住民の陳情への対応、軍人・官僚の人事、僧尼の管理、治安維持と国防など、ありとあらゆる行政・軍事上の権限が集中している。帰義軍節度使は、このような文書行政上の実質的で強い権限を持った最高権力者として敦煌に君臨していたのである。

略号・文献表（五十音順）

- 赤木崇敏 2003 「曹氏帰義軍節度使時代の外交関係文書」『シルクロードと世界史』森安孝夫・坂尻彰宏（編）、大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」、pp. 131-157.
- 2007 「帰義軍時代敦煌オアシスの税草徴発と文書行政」『待兼山論叢』41, pp. 27-53.
- 2008 「唐代前半期の地方文書行政：トゥルフアン文書の検討を通じて」『史学雑誌』117-11, pp. 75-102.
- 2010 「十世紀敦煌の王権と転輸聖王観」『東洋史研究』69-2, pp. 59-89.
- 2011 “Six 10th century Royal Seals of the Khotan Kingdom,” *New Studies of the Old Tibetan Documents: Philology, History and Religion*, Y. Imaeda et.al.(eds.), Tokyo, Tokyo University of Foreign Studies, pp. 217-229.
- 2012 “The Genealogy of the Military Commanders of the *Guiyijun* from Cao Family,” *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*, I. Popova and Liu Yi (eds.), St. Petersburg, Slavia Publishers, pp. 8-13.
- 2013a 「甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮進客目」『敦煌写本研究年報』7, pp. 241-266.
- 2013b 「唐代官文書体系とその変遷：牒・帖・状を中心に」『外交史料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書 7）平田茂樹・遠藤隆俊（編）、東京、汲古書院、pp. 31-75.
- 2017 「曹氏帰義軍節度使系譜攷：2つの家系から見た10～11世紀の敦煌史」『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』土肥義和・氣賀澤保規（編）、東京、東洋文庫、pp. 237-261.
- 荒川正晴 1997 「クチャ出土『孔目司文書』攷」『古代文化』49-3, pp. 1-18, +1pl.
- 2009 「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』土肥義和（編）、東京、東洋文庫、pp. 271-291.
- 池田温 1975 「開運二年十二月河西節度都押衙王文通牒：十世紀敦煌における土地争いの一例」『鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢』鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢編集委員会（編）、東京、山川出版社、pp. 1-18.
- 榮新江 1996 『帰義軍史研究：唐宋時代敦煌歴史考索』上海、上海古籍出版社.
- 姜亮夫 1987 「瓜沙曹氏世譜」『敦煌学論文集』上海、上海古籍出版社、pp. 955-975.
- 『供養人題記』=敦煌研究院（編）、『敦煌莫高窟供養人題記』北京、文物出版社、1986.
- 坂尻彰宏 2001 「敦煌勝文書考」『東方学』102, pp. 49-62.
- 2002 「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』111-11, pp. 57-84.
- 2003 「敦煌判憑文書考序論」『シルクロードと世界史』森安孝夫・坂尻彰宏（編）、大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」、pp. 159-195.
- 2008 「帰ってきた男：草原とオアシスのあいだ」『世界史を書き直す 日本史を書き直す』（懷徳堂ライブラリー 8）懷徳堂記念会（編）、大阪、和泉書院、pp. 35-75.
- 2010 「大英図書館蔵五代敦煌帰義軍酒破歴：S. 8426」『大阪大学大学院文学研究科紀要』50, pp. 29-58.
- 2011 “A Tibetan Register of Grain Delivery in Dunhuang in the Period Following Tibetan Domination: Pelliot tibétain 1097,” *New Studies of the Old Tibetan Documents: Philology, History and Religion*, Y. Imaeda et.al.(eds.), Tokyo, Tokyo University of Foreign Studies, pp. 257-270.

- 2012 “An Order the Governor-General of *Guiyijun* about an Attack of Upland Nomads: P. 3835v7,” *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research: Philology, History and Religion*, I. Popova and Liu Yi (eds.), St. Petersburg, Slavia Publishers, pp. 217–221.
- 2016a 「城址の垂直分布からみた敦煌オアシス地域：10世紀前後の「二州八鎮」を中心に」『出土文字資料と現地調査からみた河西回廊オアシス地域の歴史的構造』（平成25年度～平成27年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究」研究代表者：坂尻彰宏、成果報告書），pp. 75–85.
- 2016b 「三つの索勳像：供養人像からみた帰義軍史」『敦煌写本研究年報』10, pp. 309–325.
- 朱雷 1993 「敦煌所出《索鉄子牒》中所見帰義軍曹氏時代の“觀子戸”」『武漢大学学报（社会科学版）』1993-6, pp. 72–79.（再録：同著『敦煌吐魯番文書論叢』蘭州，甘肅人民出版社，2000, pp. 294–305；同著『敦煌吐魯番文書研究』杭州，浙江大学出版社，2016, pp. 222–236）
- 武内紹人 2002 「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』104, pp. 124–106, -4 pls.（逆頁）
- 竺沙雅章 1992 「寺院文書」『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』池田温（編），東京，大東出版社，pp. 585–652.
- 張広達・榮新江 2008 『于闐史叢考（增訂本）』北京，中国人民大学出版社.
- 鄭炳林 1995 「唐五代敦煌釀酒業研究」『敦煌吐魯番文獻研究』鄭炳林（編），蘭州，蘭州大学出版社，1995, pp. 575–594.（再録：『敦煌帰義軍史專題研究三編』鄭炳林（編），蘭州，甘肅文化出版社，pp. 393–413）
- 中村裕一 1991 『唐代官文書研究』京都，中文出版社.
- 1992 「官文書」『講座敦煌 5 敦煌漢文文献』池田温（編），東京，大東出版社，pp. 533–584.
- 1996 『唐代公文書研究』東京，汲古書院.
- 馮培紅 1997 「晚唐五代宋初帰義軍武職軍將研究」『敦煌帰義軍史專題研究』鄭炳林（編），蘭州，蘭州大学出版社，pp. 94–178.
- 2003 「唐五代敦煌地区的酒行・酒戸和酒司」『敦煌帰義軍史專題研究統編』鄭炳林（編），蘭州，蘭州大学出版社，pp. 326–338.（初出：『唐五代敦煌的酒行・酒戸和酒司』『青海社会科学』2001-3, 2001, pp. 82–87）
- 2012 「Дх-1335《帰義軍都虞候司奉判令追勘押衙康文達牒》考釈」*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*, I. Popova and Liu Yi (eds.), St. Petersburg, Slavia Publishers, pp. 49–54.
- 2013 『敦煌的帰義軍時代』蘭州，甘肅教育出版社.
- 藤枝晃 1941–1943 「沙州帰義軍節度使始末（一）（二）（三）（四）」『東方学報（京都）』12-3, pp. 58–98；『東方学報（京都）』12-4, pp. 42–75；『東方学報（京都）』13-1, pp. 63–95；『東方学報（京都）』13-2, pp. 46–98.
- 1977 「敦煌オアシスと千仏洞」『敦煌・シルクロード』（毎日グラフ別冊），東京，毎日新聞，pp. 63–67.
- 森安孝夫 2000 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1–121, +1 table +15 pls.
- 楊森 1998 「張議潮」『敦煌学大辞典』季羨林（編），上海，上海辞書出版社，p. 352.
- 吉川真司 1998 『律令官僚制の研究』東京，塙書房.
- 陸離 2000 「俄・法所藏敦煌文献中一件帰義軍時期土地糾紛案卷殘卷淺識：対 Дх. 02264, Дх. 08786 与 P. 4974 号文書の綴合研究」『敦煌学輯刊』2000-2, pp. 54–65.
- 2003 「唐五代敦煌的司倉參軍・倉曹与倉司：兼論唐五代敦煌地区的倉廩制度」『蘭州大学学报（社会科学版）』2003-4, pp. 64–72.
- 2004 「吐蕃統治時期敦煌釀酒業簡論」『青海民族学院学報』2004-1, pp. 12–18.
- 盧向前 1986a 「牒式及其处理程式的探討：唐公式文研究」『敦煌吐魯番研究論文集』三，北京大学中国中古史研究中心（編），北京，北京大学出版社，pp. 335–393.
- 1986b 「關於帰義軍時期一份布紙破用歷的研究：試釈伯四六四〇背面文書」『敦煌吐魯番研究論文集』三，北京大学中国中古史研究中心（編），北京，北京大学出版社，pp. 394–466, +18 pls.（再録：同著『敦煌吐魯番文書論稿』南昌，江西人民出版社，1992, pp. 97–170）

【付記】本稿はJSPS 科研費JP16K03083 による研究成果の一部である。